

分野・テーマ別事業実施における一部を改正する件 新旧対照表

(2020年12月25日ジェットロ改訂)

※改訂後、下線部分が追記、修正された部分です。

改訂後	現行
<p>VII. FAQ の Q8. (追記) <u>Q8. 印紙代は補助対象経費ですか</u> <u>回答</u> <u>公租・公課のため補助対象外です。</u></p> <p>VIII. 過去に多かったご質問 (追記) 11 <u>海外に販路のある国内在住のバイヤーを招聘するのですが、国内在住のため日本国内移動旅費しかかからないのですが、補助対象経費か</u> <u>回答</u> <u>①補助対象経費です。</u></p> <p>12 <u>PCR 検査は補助対象経費か</u> <u>回答</u> <u>補助事業で相手国に入国する場合に求められる PCR 検査等証明書に係る検査料 (証明書発行料含む) については、補助事業遂行に必要なものである (入国しないと商談等補助事業が行えないと判断できる場合) ため補助対象経費として認める。</u> <u>ただし、補助事業での相手国への入国等真に必要なものに限る。補助事業に要する補助率をそのまま適用する (例えば団体が PR 目的に入国する場合は PR の定額を適用、会員が商談等目的に入国する場合は商談等の 1/2 を適用)</u> <u>※相手国、自治体等の公的機関の証明必要</u></p> <p>13 <u>国内で商談会を実施する予定であるが、これは国内であるため、補助率は 1 /</u></p>	<p>VII. FAQ 追記</p> <p>VIII. 過去に多かったご質問追記</p>

2となるか

回答

国内商談会は販売促進活動として1 / 2 補

助となる。

※PR 活動の国内展開は補助対象外